

岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定方針について

1. 策定方針について

①. この間の社会動向等を反映する

2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年に発効され、世界共通の目標として、「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方抑えること」が合意されるとともに、1.5℃に抑える努力をすることを目的としており、その目的の達成のため、今世紀後半には人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

世界および経済界では既にこの目標に向けて、動き出しており、本市の計画もこれらの社会動向を反映した計画とします。

また、SDGsや地域循環共生圏等を見据えた施策の検討を行います。

②. 気候変動への適応を位置づける

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

国でも、地球温暖化対策推進法の下で、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を進めてきましたが、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策はこれまで法的に位置づけられていませんでしたが、2018年に「気候変動適応法」が施行され、緩和策と適応策の両輪で取り組みを進めることとなっています。

本市でも、これまで取り組みを進めてきた「緩和策」に加え、「適応策」についても取り組みを進めるため、「地域気候変動適応計画」を包含した計画とします。

③. 大きな方向性を示した計画とする

気候変動に関する社会動向や技術動向については、今後も、年々進展があるものと推測されます。また、気候変動の将来予測や影響に関する科学的知見についても、日々研究や調査が進められている状況です。

そこで、本計画改定においては、大きな方向性について示す計画とするとともに、具体的な施策等については、現時点で想定しうる計画を位置づけるとともに、社会動向や技術動向を受けて適時見直しを行うことを想定した計画とします。

参考：国内外の動向について

<p>「IPCC 第5次 評価報告書」 及び 「IPCC1.5℃ 特別報告書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPCC 第5次評価報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いと報告されている。 ・ また、世界の平均地上気温は、全ての排出シナリオで、21世紀にわたって上昇すると予測されており1986-2005年と比較した21世紀末（2081-2100年）までの気温は、RCP2.6で0.3～1.7℃、RCP8.5で2.6～4.8℃上昇する可能性が高いとされており、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが示された。 ・ IPCC1.5℃特別報告書では、気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等について報告されている。
<p>パリ協定の採 択および発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界共通の長期目標として気温上昇2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追及することに言及。 ・ 今世紀末には人為的な温室効果ガスの実質排出量ゼロをめざす。 ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。 ・ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）を含めた市場メカニズムの活用を位置付け。 ・ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。 ・ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。 ・ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。 ・ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
<p>温室効果ガス 削減に関する 国の削減目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ COP21で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年5月13日に閣議決定された。 ・ 計画では、<u>2030年度に2013年度比で26%削減する</u>という中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、<u>長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざす</u>ことが位置づけられている。
<p>気候変動適応 法の施行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪の関係であり、政府は、地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進している。

	<ul style="list-style-type: none"> 2018年12月に「気候変動適応法」が施行された。また、2018年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、同計画では、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等の地域特性によって大きく異なることから、地域での適応の推進について、地方公共団体は、地域の実情や特性に応じた気候変動適応策を主体的に検討し、取り組むことが重要とされている。
<p>第5次エネルギー基本計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指すとしている。
<p>SDGsの採択</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発アジェンダの節目の年、2015年（平成27年）の9月25日～27日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳参加のもと、我々の世界を変革する「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。 アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継である、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」である。 国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、2015年（平成27年）から2030年（平成32年）までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととなる。
<p>地域循環共生圏の提唱</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」（SDGs）や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱した。 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものである。
<p>その他の動き</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「建築物省エネ法」制定 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」改正 「建築基準法」改正 など

2. 計画の基本的事項

(1). 計画策定の位置づけ及び目的

2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年に発効されました。

また、国内では、2016年5月に、2030年度までを計画期間とする「地球温暖化対策計画」が策定されました。

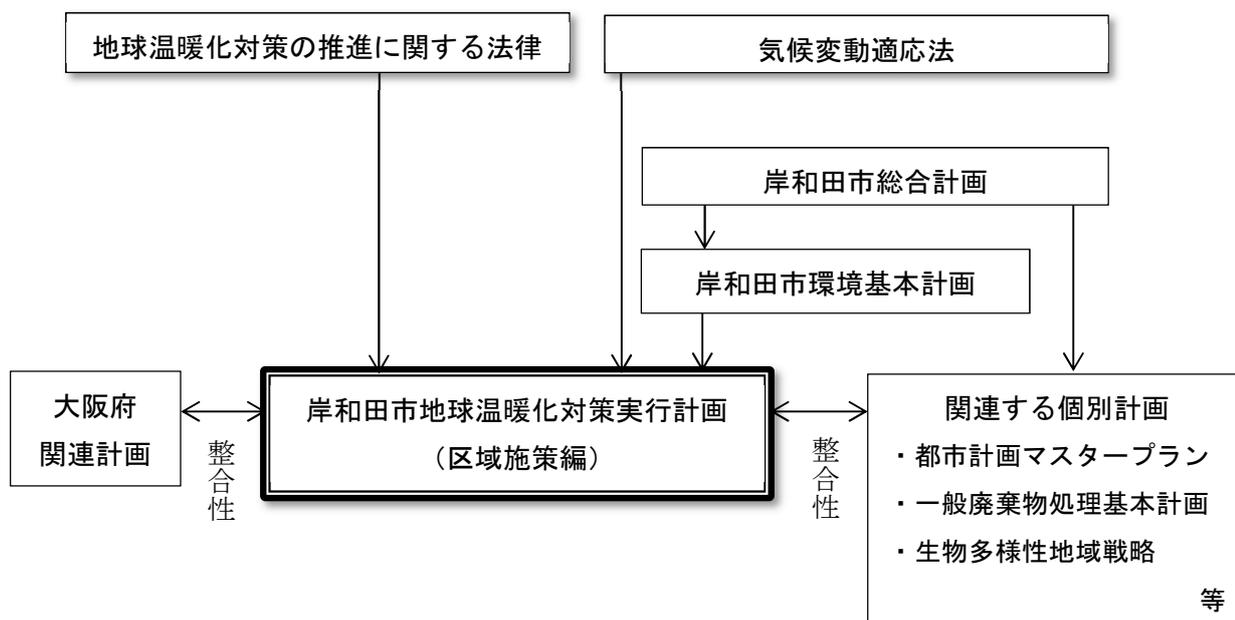
一方、どんなに地球温暖化対策をしたとしても一定の気候変動へ影響が起こることが予測されており、さらに、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で顕在化しています。さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。そのため、温暖化対策である緩和策とともに適応策を両輪で進めていくため、2018年には、「気候変動適応法」が施行されました。

本市では、2011年5月「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、取り組みを進めてまいりましたが、中期目標年度である2020年度を迎えること、また国内外の動向を踏まえ、従来の計画を改定し、本計画を策定することとします。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）です。また、「気候変動適応法」第4条および第12条に基づき、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を包含した計画とします。

地域の特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減および気候変動への適応を総合的に実施し、本市における長期的には脱炭素社会の実現を目指し策定するものであり、市民・事業者・行政など市内のあらゆる主体が対象となるものです。

本計画の位置づけ



(2). 計画の対象範囲

本計画は、市域全体から排出される温室効果ガスの排出削減、森林吸収作用の保全・強化、市域のあらゆる分野への気候変動の影響に関わる全ての事項を対象とします。

なお、本計画で対象とする温室効果ガスは以下の通りとします。

本計画で対象とする温室効果ガス

部門	部門	定義
エネルギー起源 CO2	産業部門	第一次産業、第二次産業（農林業、工業、建設業、鉱業）及び製造業の各業種でのエネルギー消費を対象としています。運輸部門は除く。
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費を対象としています。自家用車に関するものは除く（運輸部門に含む）。
	業務部門	産業・運輸部門に属さない、事業者、法人及び団体等のエネルギー消費を対象としています。
	運輸部門	人の移動や物資の輸送にかかわるエネルギー消費を対象としています。輸送形態は自動車、鉄道、船舶に区分されます。自動車での移動・輸送については、通過交通は含まず、本市発着分のみとしています。
	廃棄物部門	一般廃棄物の焼却、下水処理に伴って発生するガス及び各エネルギー消費を対象としています。
メタン・一酸化二窒素	燃料の燃焼、業務部門、廃棄物部門、農業部門における CH4、N2O を対象としています。	

(3). 計画の期間と目標年度

本計画の期間は、2020 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

なお、長期的な対応が求められることから、長期目標として、2050 年度を設定し、長期を見据えた計画とします。

なお、目標値については、将来推計を実施したのちに検討を行います。国レベルの水準を目安として検討を行います。

基準年度および目標年度

	年度	設定理由
基準年度	2013 年度 ※	国の計画と整合性を図る
目標年度	2030 年度	国の計画と整合性を図る
長期目標年度	2050 年度	国の計画と整合性を図る

※従来の計画の目標年度である 2020 年度のみ 1990 年度とする

3. 区域施策編の構成について

策定方針に基づき、以下の通りとする。具体的には、第2章～第4章について、整理を行うとともに、第5章に、適応策に関する章を追記する。

現行計画	次画改定のポイント
第1章 計画の策定背景 1-1 地球温暖化問題のメカニズム 1-2 本市の地球温暖化防止への取り組み 1-3 計画の基本的事項	第1章 計画の策定背景 ・ IPCCやパリ協定等の世界的な動向を中心に記載を行う。 ・ 緩和策とともに適応策両輪での対策が必要な点について記述する。 ・ 計画の基本的事項について整理を行う。
第2章 岸和田市の特性 2-1 自然特性 2-2 社会特性 2-3 市民・事業者アンケート調査結果	第2章 岸和田市の現況 ・ 自然、社会特性と現況をあわせて掲載し、温暖化対策に関連する現況と課題について整理を行う。
第3章 温室効果ガス排出量の現況と将来推計 3-1 温室効果ガス排出量 3-2 将来推計	第3章 温暖化対策の方向性と削減目標 ・ 将来推計結果および削減目標について整理を行う。
第4章 温暖化対策の方向性と削減目標 4-1 温暖化対策の方向性 4-2 削減目標の考え方 4-3 削減目標年度 4-4 目標量	第4章 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み及び施策 ・ 将来推計結果および削減目標について整理を行う。 ・ 大きな方向性と今後10年間に關する取り組みを記載する。
第5章 温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み及び施策 5-1 市民・事業者・行政の役割 5-2 取り組み及び施策 5-3 重点的な取り組み及び施策 5-4 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み施策一覧	第5章 気候変動に対する適応策 ・ 本市において影響現れているまたは今後想定される事項に関する整理および今後の取り組みについて整理を行う。
第6章 推進体制 6-1 市の推進体制 6-2 協働の推進体制 6-3 推進・管理方法	第6章 推進体制 ・ 現行計画と同様に記載を行う。